

豊中市オフィス賃料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において、本社機能を担う事業所や地域特性・市民ニーズを踏まえた事業者の立地の促進を図ることで、本市経済を活性化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業者がその事業の用に供する建物または建物の一部のこと。
- (2) 本社機能 会社の事業活動において全社的な業務を行うもののうち、特に重要な役割を担う企画、情報処理、研究開発に関する機能、または財務、人事などの管理部門機能をもち、登記又はその他の方法により対外的に明示されているもの。
- (3) 賃借 建物または建物の一部を賃貸借契約又はリース契約（所有権移転を伴わないものに限る。）又はこれに類する方法により調達すること。
- (4) 本社機能の移転 事業者が建物または建物の一部の賃借により、新たに本市に本社機能を設置すること。ただし、既に本市に事業所を賃借している事業者が新たな賃借を伴わずに本社機能を加える場合、または既に本市に本社機能を設置している事業者の場合は除く。
- (5) 資本金等 株式会社及び有限会社については資本金、合名会社及び合資会社、合同会社については出資金のこと。

(対象事業者の要件等)

第3条 この要綱による補助金を受けることができる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本社機能の移転を行う事業者であって、次の要件のいずれにも該当するもの
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社であること
 - イ 資本金等の額が10,000,000円以上であること
 - ウ 常時雇用する従業員の数が20人以上であること
- (2) 別表に規定する大学等ベンチャーであって、次の要件のいずれにも該当するもの
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社であること
 - イ 市と包括連携協定を締結している教育機関が認めるものであること
- (3) 子育て支援サービス事業者であって、次の要件のいずれにも該当するもの
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（ただし、大企業が実質的に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）は除く）又はビジネス的事業運営に取り組むNPO等であること
 - イ 市内において子育て世帯のニーズに応える子育て支援サービスを提供又は拡大すること

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかに該当するものは対象事業者としない。

- (1) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力

団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者。

- (2) 法令等に定める公害の発生防止のための適切な措置が講じられていない者
- (3) 市税を滞納している者。ただし、非課税又は免除の場合は納税しているものとみなす。
- (4) その他市長が不適当と認める者

(対象経費及び補助金の額等)

第4条 対象経費は、建物または建物の一部の賃借料（共益費及び管理費、敷金及び保証金その他賃借契約に際して授受される一時金、消費税及び地方消費税を除く。）のうち、事業所面積相当分とする。

- 2 補助金の額は、事業所における事業開始日から起算して12か月分の対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）とする。
- 3 補助金の上限は、3,000,000円とする。
- 4 補助金の交付は、1事業者につき1回とする。

(資本上の親子関係がある場合等の対象経費の例外)

第5条 前条の規定にかかわらず、対象事業者と対象事業者の賃借の相手方（以下「賃貸人」という。）との間に、資本上の親子関係（会社法第2条第3号、第3号の2、第4号、第4号の2、及び会社法施行規則第3条）が存在する場合、又は賃貸人が対象事業者の役員（会社法第329条第1項）である場合の賃借料は、対象経費に含まないものとする。

(指定申込)

第6条 対象事業者はこの要綱による補助を受けようとするときは、事業所における事業開始前に市長に申込みを行い、その指定を受けなければならない。

- 2 申込事業者は、豊中市オフィス賃料補助金指定申込書（様式第1号-1）を、次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書（様式第1号-2）
 - (2) 役員名簿（様式第1号-3）
 - (3) 法人の履歴事項全部証明書（個人の場合は開業届）
 - (4) 直近の決算報告書及び勘定科目内訳書、法人税申告書（個人の場合は直近の確定申告書）
 - (5) 付近見取図、平面図
 - (6) 賃貸借契約書の写し
 - (7) 誓約書（様式第1号-4）
 - (8) その他市長が必要と認める図書

(指定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、指定の可否を決定し、その旨を豊中市オフィス賃料補助金指定事業者指定通知書（様式第2号）又は豊中市オフィス賃料補助金指定事業者不指定通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定を行うに際して必要があると認めるときは条件を付することができる。

(事業開始の届出)

第8条 指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、事業所において事業を開始したときは、速やかに事業開始届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業開始届は、指定通知日から3か月以内に提出しなければならない。

(交付申込み)

第9条 指定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、事業開始から1年が経過し、かつ、対象経費の支払いが完了した後に市長に交付申込書（様式第5号-1）を提出しなければならない。また、交付申込書はその年度の末日までに提出しなければならない。

2 交付申込書には次の各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認める場合においてはこの限りではない。

- (1) 営業に際して許認可や届出が必要な業種の場合は、それを証する書面の写し
- (2) 市税の完納を証する書類
- (3) 対象経費の支払いを証する書類
- (4) （子育て支援サービス事業者の場合）事業実績報告書（様式第5号-2）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときはその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付金額を決定し、豊中市オフィス賃料補助金交付決定通知書（様式第6号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は補助金の交付を行わないことを決定したときは、その旨を豊中市オフィス賃料補助金不交付決定通知（様式第7号）により通知するものとする。

(交付請求)

第11条 指定事業者は、交付決定通知書を受理した日の属する年度の末日までに、豊中市オフィス賃料補助金交付請求書（様式第8号）を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による請求があったときは、30日以内に当該補助金交付請求書に係る補助金を交付するものとする。

(指定内容の変更等)

第13条 指定事業者は、指定事業者が営む事業（以下「補助対象事業」という。）について第6条第1項の申込みの内容に変更が生じたときは、速やかに豊中市オフィス賃料補助金変更届出書（様式第9号。以下「変更届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 変更届出書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、市長が特

に添付を要しないと認めるものについてはこの限りではない。

- (1) 指定事業者の名称, 所在地, 代表者等の変更が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の中止・廃止)

第14条 指定事業者は補助対象事業について中止又は廃止したときは, 速やかに補助対象事業中止・廃止届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(指定事業者の地位の承継)

第15条 指定事業者に係る譲渡, 合併, 分割等により, 補助対象事業を承継しようとする者（以下「承継者」という。）は, 地位承継承認申込書（様式第11号。以下「承継承認申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 承継承認申込書には, 次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 役員名簿（様式第1号-3）
- (2) 承継者が地位を承継したこと又は承継する地位にあることが確認できる書類
- (3) 承継者の履歴事項全部証明書（個人の場合は開業届）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は, 承継承認申込書の提出があったときは, 内容を審査し, 承継を承認することの可否を判断し, 地位承継承認通知書（様式第12号）又は地位承継不承認通知書（様式第13号）により通知するものとする。

(指定決定の取り消し)

第16条 市長は, 指定事業者又は補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは, 指定又は交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により指定事業者の指定, 交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 指定決定又は交付決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 市税を滞納しているとき。
- (4) 補助対象事業を中止もしくは廃止したとき又は補助対象事業が中止もしくは廃止の状態にあると市長が認めたとき。
- (5) 暴力団, 暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (6) 法令等に違反したとき。
- (7) その他市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は, 前項に基づき補助金の指定又は交付決定の全部若しくは一部を取り消した場合には, 豊中市オフィス賃料補助金指定・交付決定取消通知書（様式第14号）により通知するものとする。

3 市長は, 第1項の場合において, 既に補助金の交付を受けているときは, その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告の徴収等)

第17条 市長は, 指定事業者に対して, 補助制度を適正かつ円滑に実施する上で必要と認められる限度において, 報告を求め, 又は実地に調査をすることができる。

(他補助金との併用制限)

第18条 申込者が国、府又はその他の公共団体から、補助対象経費について補助金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、この要綱に規定する補助金の交付を併用して受けることはできない。

(豊中市補助金交付規則の適用)

第19条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の規定によるものとする。

(施行細目)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年1月30日から実施する。

別表

研究成果ベンチャー	大学等で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で設立されたベンチャー
共同開発ベンチャー	創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立5年以内に大学等と共同研究等を行ったベンチャー
技術移転ベンチャー	既存事業を維持・発展させるため、設立5年以内に大学等から技術移転等を受けたベンチャー
学生ベンチャー	大学等と深い関連のある学生ベンチャー
教職員等ベンチャー	大学等と深い関連のある教職員等（教職員・研究職員・ポスドク）ベンチャー
関連ベンチャー	大学等からの出資がある等その他、大学と深い関連のあるベンチャー